

適合証明申請・添付書類一覧

令和8年7月

都市計画法施行規則第60条 (都市計画法第29条第1項第2号 農家住宅及び農業用施設(増改築含む)の場合)

提出部数:各町村経由で3部(正本1部、副本2部)

No	添付書類等	備考	確認		
			申請者	町村	県
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	宛名は「埼玉県川越建築安全センター所長」としてください。			
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が申請等を行う場合 ① 代理者の資格、住所、電話FAX番号 ② 委任の範囲 等を明記			
3	理由書	建築計画に至った経緯等を記入 現居住地から移転する場合には ① 移転の理由 ② 土地選定の理由 ③ 移転後の現居住地の利用計画 等を明確にすること。			
4	農家証明等	① 農業委員会が発行する農家証明書 申請時に農家証明が発行される世帯の世帯員であっても、建築後、世帯分離することで農家証明が発行されなくなる場合は、農家とみなされません。 ② 生産物(農産物)の年間総販売額が15万円以上であることを証する書面(最新のもの) ③ 固定資産税名寄台帳 ④ 経営地の分布図			
5	位置図(都市計画図の写し)	① 方位・縮尺(1/50,000以上) ② 区域を朱書き			
6	区域図(住宅地図等の写し)	① 方位・縮尺(1/2,500以上) ② 区域を朱書き ③ 必要な範囲で都道府県界、市町村界、町又は字の境界、都市計画区域界			
7	公図の写し	① 方位・縮尺(1/600以上) ② 区域を朱書き ③ 申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入			
8	土地登記事項証明書(全部事項証明書)	申請日以前6か月以内に交付されたもの			
9	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合に添付			
10	現況写真(全景2方向以上)	① 道路を入れて撮影 ② 区域を朱囲み ③ カラー写真 ④ 写真番号記載 ⑤ 写真方向図(写真番号、撮影方向を記載。現況図に記載可)			
11	求積図(実測)	① 方位・縮尺(1/500以上) ② 面積(小数点以下第2位まで) ③ 全ての辺長 等を記入			
12	土地利用計画図	① 方位・縮尺(1/1,000以上 ※給排水施設計画平面図は1/500以上) ② 区域を朱書き ③ 土地の利用種別ごとに色分け ④ 道路の位置(有効幅員、道路番号、建築基準法第42条該当号) ⑤ 予定建築物の位置、用途、規模、敷地の形状 ⑥ 敷地内全ての建築物(既存・予定)の位置、用途、建築面積、延床面積 ⑦ 既存建築物と予定建築物の別 ⑧ 擁壁の位置及び種類 ⑨ 切土・盛土がない時はその旨 ⑩ 排水施設の位置、種別・管径、水の流れ方向(雨水・汚水系統別に着色) ⑪ 放流先の名称 等を記入			
13	建築物平面図(各階別)	① 方位・縮尺(1/100以上) ② 建築面積 ③ 各階別床面積及び延床面積 ④ 建築士の記名 等を記入			
14	建築物立面図(2方向以上)	① 縮尺(1/100以上) ② 建築物の最高高さ ③ 建築士の記名 等を記入			
15	その他許可権者が必要と認める書面				

- ★ 申請書の様式は、県都市計画課のHPからダウンロードすることができます。
(県庁HP ⇒ くらし・環境 ⇒ まちづくり ⇒ 開発許可 ⇒ 開発許可制度申請様式集)
- ★ 図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続」を参照すること。
- ★ 全ての図面について方位及び縮尺を記載、区域を朱書きし、作成者は記名してください。
- ★ この証明は、建築確認申請の添付資料として審査機関が提出を求めるものです。
- ★ **証明書交付後における記載内容の訂正はできません。再申請になりますので、注意してください。**